

小売事業者表示制度の見直しの方向性

令和2年7月10日

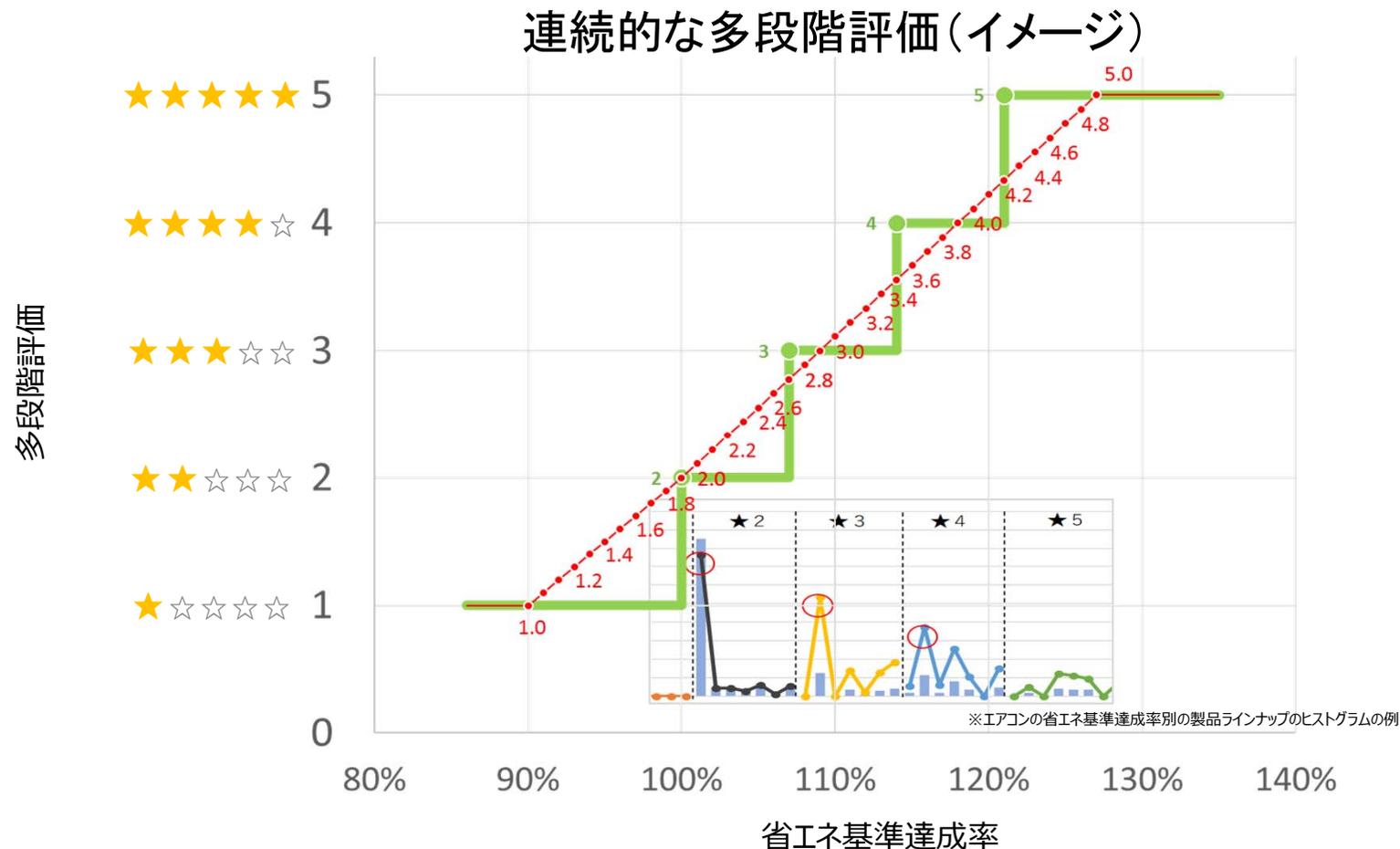
資源エネルギー庁

1. 小売事業者表示制度の経緯と評価

- 民生部門における省エネを推進するため、機器のトップランナー制度の基準に対する達成状況に加えて、省エネ性能について視覚的に示す「多段階評価」やエネルギー消費効率の違いを経済性等から理解しやすくするための「目安年間エネルギー使用料金等」を統一省エネラベルとして、エネルギー消費機器の省エネ性能を小売事業者を通じて消費者に情報提供してきた。
- 統一省エネラベルは、消費者への情報提供や省エネ機器の選択の寄与だけでなく、製造事業者への影響も含めて、一定の機能を果たしていると考えられる。
 - ✓ アンケート調査によると消費者の統一省エネラベルの認知度は2割程度に留まるが、目を引く・情報の理解・直観的利用について6割程度の肯定的な評価を得ている。実証的に行った調査では、ラベルによる情報提供によって省エネ機器の選択が確認出来る。
 - ✓ 機器の製造事業者にとっても、機器の省エネ性能の訴求性についても一定の評価があり省エネ性能を5段階で示す多段階評価については、評価水準の境界において集積（Bunching）行動が確認できる。
- 統一省エネラベルを通じて、省エネの推進にこれまで以上に寄与できるようにしたい。新たに統一省エネラベルに、製造事業者の「省エネ性能の向上の促進」、消費者の「省エネ機器の選択の追求」、小売事業者の「省エネ情報提供機会の確保」といった効果を持たせることを検討する。
 - ✓ 5段階の不連続な多段階評価から細分化した連続的な評価により集積（Bunching）行動を抑制し、「省エネ性能の向上の促進」
 - ✓ トップランナー制度の機器や区分毎の目標基準値に対する評価からエネルギー消費効率そのものを評価し、「省エネ機器の選択の追求」
 - ✓ 情報量が充実したラベルから多様な製品形状・販売状況に対応できるシンプルなミニラベルも設け、「省エネ情報提供機会の確保」

2. 省エネ性能の向上の促進

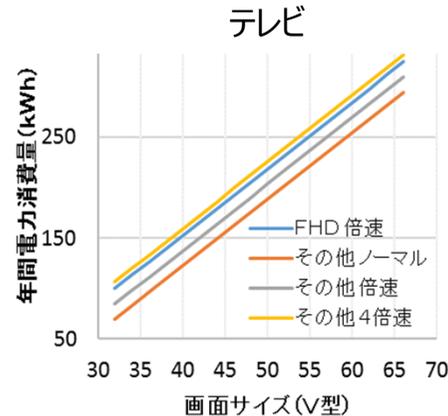
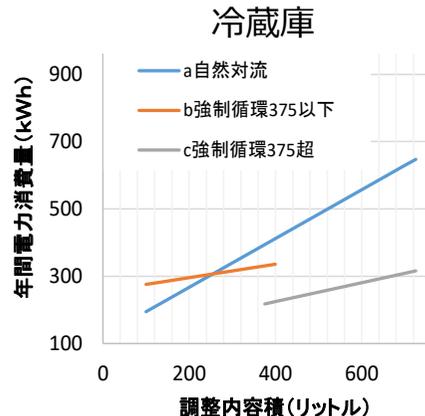
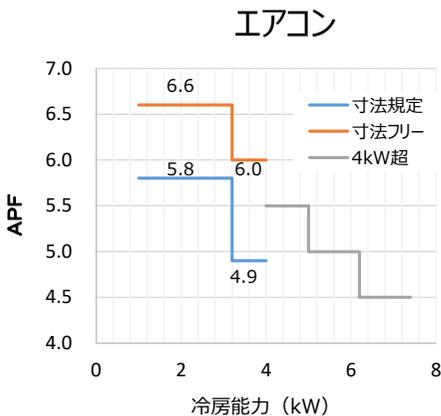
- 連続的に評価される省エネ性能に対して、5段階の不連続な多段階評価基準が、製造事業者等の製品開発に影響を与え、場合によっては機器の省エネ性能向上を抑制している可能性がある。
- 5段階のステップを小さく刻むことで連続的に多段階評価を行い、機器の省エネ性能の向上を促してはどうか。



3. 省エネ機器の選択の追求

- トップランナー制度では、政令で定める機器や機器内に区分を設けて、機器やその区分毎に値や関係式により省エネ基準（いわゆる目標基準値）を定めている。
- 多段階評価（★印）は、消費者に分かりにくい場合がある省エネ性能（APF、lm/W、kWh等）を簡便に示すものとして有効である。
- 多段階評価基準は、省エネ基準の達成率を用いて★印による相対的な評価を行っている。このため、異なる機器や区分間で省エネ性能の比較を行う場合、省エネ基準の達成度とエネルギー消費効率の評価が逆転する場合がある。
- 消費者の選択において、多段階評価（★印）は、区分等を超えて、エネルギーの消費効率そのものを評価すべきでないか。

トップランナー制度 区分と省エネ基準の例



照明器具

	省エネ基準 (lm/W)
電球色	50
白色	100

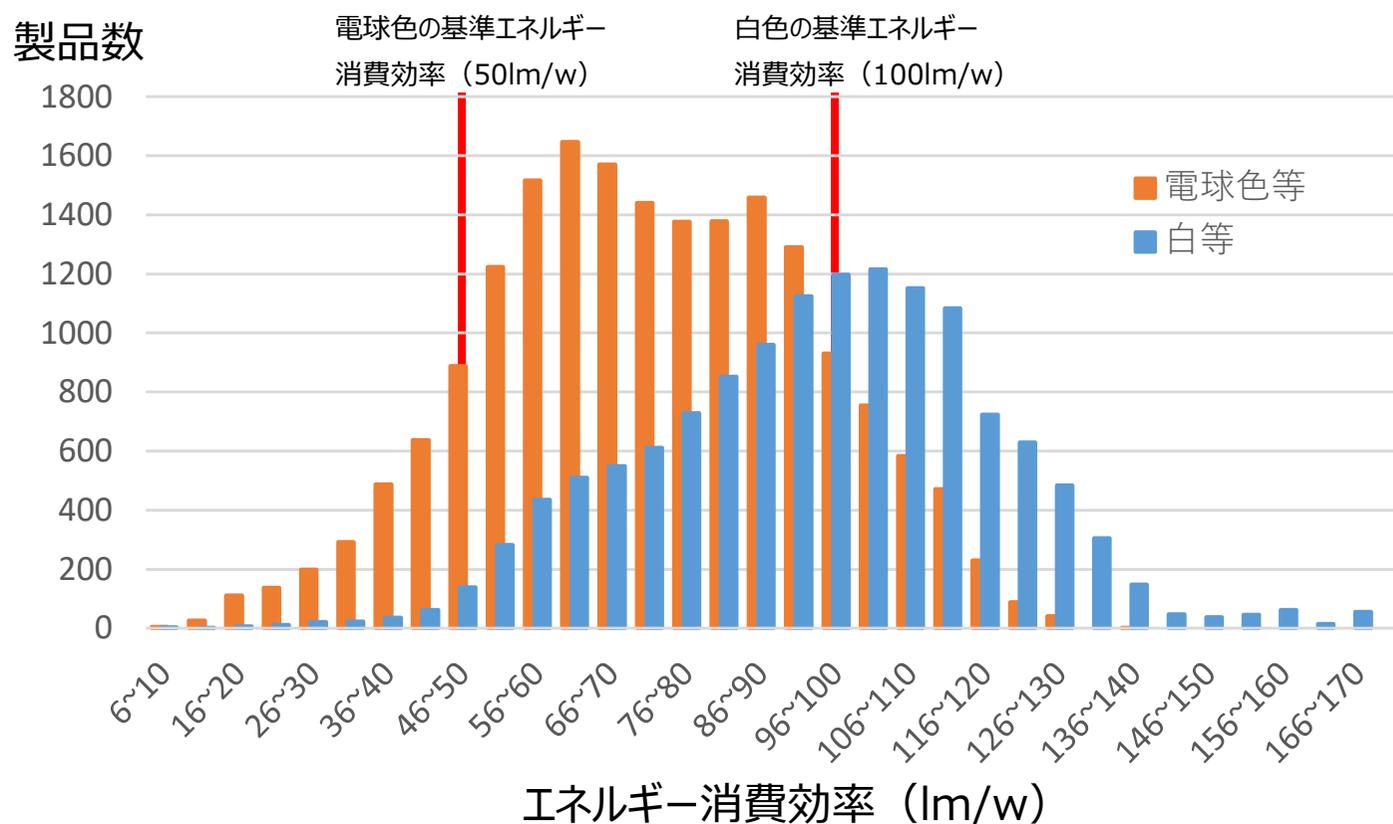
電気便座

		省エネ基準 (kWh)
暖房便座		141
洗浄便座	貯湯式	183
	瞬間式	135

(参考) 省エネ基準と達成率① 《照明器具の場合》

- 照明器具は、光源の色で区分し、省エネ基準を設けている。
 - 照明器具の光源に用いられるLEDは、電球色は蛍光体を多く用いることで白色よりも効率が1割程度低下する。一方で照明器具の省エネ基準は、用いられる用途等の違いがあり、電球色の省エネ基準（効率）は白色よりも5割低下した水準となっている。基準が違ふことで同じエネルギー消費効率でも達成率は2倍異なる。

照明器具の区分別エネルギー消費効率のヒストグラム



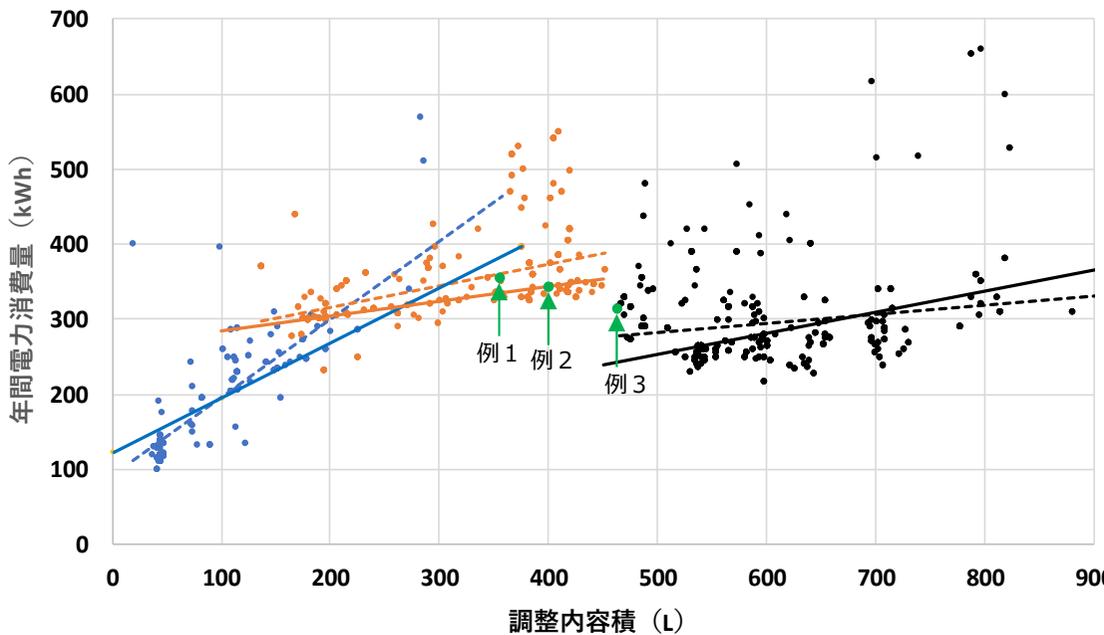
(出所) 「日本照明工業会が実施したアンケート調査結果 (2017年4月~2018年3月出荷機器)」を基に作成
説明: アンケート調査結果のうち、一般消費者向けの販売が想定されるシーリングライト、ペンダントライト及びダウンライトを対象に白色等及び電球色等の各区分のエネルギー消費効率のヒストグラム。

(参考) 省エネ基準と達成率② 《冷蔵庫の場合》

● 冷蔵庫は冷却方式と定格内容積によって区分し、調整内容積と年間電力消費量の関係式により省エネ基準を設けている。

- 冷却方式は、霜取ヒーターやファンモーター等の電気部品の有無の違いがある。
- 例えば、年間電力消費量が同じ350kWh前後でも省エネ基準が異なることにより省エネ基準達成率や多段階評価が異なる。結果として、省エネ基準達成率や多段階評価（★印）では相対的に高い（★が多い）表示となる機器であっても、当該機器の年間電力消費量や目安年間電気料金が大きくなることもある。

調整内容積別の年間消費電力量



● 区分a (自然対流) ● 区分b (強制循環375L以下) ● 区分c (強制循環375超)
 - - - 近似線 (区分a) - - - 近似線 (区分b) - - - 近似線 (区分c)
 — 基準線 (区分a) — 基準線 (区分b) — 基準線 (区分c)

例1 (a区分)

例2 (b区分)

例3 (c区分)



調整内容積:	357ℓ	402ℓ	465ℓ
省エネ基準達成率:	108%	100%	77%
年間消費電力量:	356 kWh	345 kWh	315kWh
多段階評価:	★★★★★	★★★★★	★★★

説明：基準値が異なるため、省エネ性能が優れる例3が★3つである一方、例1及び2が★5つとなっている。

(出所) 「省エネ型製品情報サイト」を基に作成。

説明：各製品の調整内容積は省エネ基準達成率や年間消費電力量等から逆算して算出

4. 省エネ情報提供機会の確保

- ヒアリング調査において店頭やネット取引において現状の統一省エネラベルを用いることが難しいとの意見があった。一方で、前回の審議会では、ネット取引において現行の統一省エネラベルも表示可能との意見もあった。
 - 家電量販事業者：小型製品については陳列棚が狭く表示スペースが限られており表示することが難しいだけでなく、表示したとしても見づらい。他にも表示するラベル（例：フロラベル）があり表示スペースがない。
 - ネット店舗：ウェブサイトのデザイン上の理由により、製品仕様等をテキスト表示する部分にしか表示スペースがない、あるいはデータ容量を抑えるためといった理由から、ラベル画像ではなくラベル内容をテキストで掲載しているという現状があり、ウェブサイト上にラベル画像を表示することが困難。
- 省エネ情報の提供は、消費者の商品選択に影響を与える。より省エネ性能の優れた機器が選択される機会を得られるよう、多様な製品形状、多様な販売状況に対応できるラベルを設けるべきではないか。



限られたスペースでも、
わかりやすく表示できないか。

